

令和2年10月1日からの変更（主に技術者制度に係るものを抜粋）

■請負契約の記載事項と見積条件の提示事項が追加されます（法第19条第1項）

(1) 工事を施工しない日又は時間帯の定めをするときは、その内容の記載が必要となります。

■監理技術者の専任義務が緩和されます（法第26条第3項、令第28条、29条）

- (1) 専任が求められる監理技術者について監理技術者の職務を補佐する者を当該工事現場に専任で置くときには、専任が求められなくなります。
- (2) 上記の場合の同一の監理技術者が配置できる工事現場数は2となります。
- (3) 監理技術者の職務を補佐する者は、監理技術者がその職務として行うべきものに係る基礎的な知識及び能力を有すると認められる者に該当する必要があります。

■主任技術者の配置義務が合理化されます（法第26条の3、令第30条）

(1) 特定専門工事の元請負人が置く主任技術者が、当該下請負人の配置しなければならない主任技術者が行うべき職務を行う場合においては、その下請負に係る建設工事につき主任技術者を置くことを要しないこととなります。

※特定専門工事にかかる下請総額が3,500万円未満のものに限ります。

(2) 当該元請負人が置く主任技術者は、当該特定専門工事と同一の種類 of 建設工事に関し一年以上指導監督的な実務経験を有しており、当該工事の現場に専任で配置する必要があります。

(3) 特定専門工事とは、大工工事又はとび・土工・コンクリート工事のうち、コンクリートの打設に用いる型枠の組立てに関する工事と鉄筋工事となります。

(4) あらかじめ、注文者の書面による承諾を得る必要があります。

■標識の掲示義務が緩和されます（法第40条、規則第14条の6）

(1) 建設業者が工事現場に標識を掲げる義務について、発注者から直接請け負った工事のみを対象とすることとなり、下請の建設業者については掲示を要しないこととなります。

(2) 施工体系図へ次の記載内容が追加となります。

・代表者の氏名 ・特定専門工事の該当の有無 ・建設業の許可番号 ・一般建設業又は特定建設業の別

■施工体制台帳の記載内容が追加されます（規則第14条の2）

(1) 施工体制台帳の記載事項として、当該建設工事の従事者に関する事項が追加されます。

・氏名、生年月日及び年齢 ・職種 ・社会保険の加入状況 ・中小企業退職金共済法第二条第七項に規定する被共済者に該当する者であるか否かの別 ・安全衛生に関する教育を受けているときはその内容

また、任意の記載事項として、建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格があります。

※詳細内容について後日、パンフレットに反映してホームページに掲載します。